

統 審 議 第 6 号

平成 19年 5月 11日

総 務 大 臣
菅 義 偉 殿

統計審議会会長
美 添 泰 人

諮問第319号の答申
工業統計調査の改正について

経済産業省は、工業統計調査（指定統計第10号を作成するための調査）について、近年、製造業に属する事業所（以下「製造事業所」という。）においてサービス事業活動を始め多様な事業活動が実施されていることを踏まえ、製造業の実態をよりの確に把握するため、製造品出荷額以外のその他の収入額等の調査事項を追加するとともに、統計の精度向上を図る観点から、構内請負事業所の捕捉の徹底等による準備調査名簿の整備を行った上で、平成19年調査から実施することを計画している。

本審議会は、今回の調査計画全般について、統計需要への的確な対応、調査の効率的実施等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の調査計画

(1) 調査事項

調査事項については、今回、製造以外の事業活動である「その他収入額」の項目を追加すること、製造業における投入に含まれる「製造等に関連する外注費」

及び「転売した商品の仕入額」の項目を追加すること並びに「製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合」の対象を製造品出荷額から事業所全体の収入に変更することを計画している。また、これに伴い、「原材料使用額」については、製造部門に限定した把握から製造事業所全体の把握に変更することとしている。

これらについては、製造以外の事業活動を含めた製造事業所全体の付加価値額等を捉えようとするものであり、おおむね適当と認められる。

しかしながら、新たに追加する「製造等に関連する外注費」については、定義の説明が記入者の誤解を招くおそれがあるため、製造事業所における財務諸表上の関係科目との対応関係を踏まえた内容に変更する必要がある。

(2) 調査方法

ア 調査対象の的確な捕捉を行うために、これまで事業所として捕捉が難しいとされてきた構内請負事業所について、新たに定義を設定し、統計調査員が準備調査名簿を作成する際に構内請負事業所の有無を発注元事業所に確認する計画である。

これについては、これまで捕捉が難しかった構内請負事業所の捕捉の徹底が図られるものであり、適当と認められる。

イ 本社一括調査の導入については、傘下に4以上の製造事業所を持つ企業に対して、事前に本社一括調査の希望を確認し、希望した企業について、経済産業省から直接調査票を配布し、経済産業省又は都道府県に提出させる計画としている。

これについては、調査方法の多様化により調査票の回収を確保する観点から、適当と認められる。

ただし、調査票の提出先については、本社一括調査の導入に伴う調査対象者、調査実施者双方の混乱を防ぐ観点から、当面、全て経済産業省に一元化する必要がある。

(3) 集計事項については、調査事項の変更に対応した追加、修正等を行う計画である。これについては、調査事項の変更に対応したもので、おおむね適当と認められる。

しかしながら、調査事項の追加等によりこれまでの結果との接続性が保てなくなることから、利用者の利便を図るため、調査結果公表の際、利用者に対し、付加価値額等断層が生じる事項については、その旨と理由等を適切に情報提供するとともに、これまでの時系列を考慮した分析結果を併せて掲載するなどの措置を採ることが必要である。

2 今後の課題

工業統計調査については、経済センサスの整備や新たに導入が検討されている公

的統計の整備に関する基本的な計画に関する検討の動向に十分留意しつつ、今後、以下の点について検討する必要がある。

- (1) 「常用労働者」として調査されている従業者については、他の統計調査との整合性を考慮しつつ、その範囲・概念と用語について見直すこと。
- (2) 工業統計調査の結果から二次的に作成される「労働生産性に係るデータ（従業者1人当たり付加価値額等）」については、生産労働と非生産（管理）労働に区分して把握することに対する強い利用者ニーズがあることを踏まえ、従業者を生産労働と非生産（管理）労働に区分して把握することの実査可能性等も検証しつつ、労働生産性に係るデータの整備を図ること。

また、「製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合」については、付加価値額の算出に当たって必要となる重要なデータであることから、「製造品出荷額」、「加工賃収入額」及び「その他収入額」の区分ごとに把握するとともに、それぞれの公表を行うこと。

- (3) 工業統計調査は、統計調査の中でも報告者負担が重いものであるため、経年的な変化が少ない工業用地、工業用水等の調査事項については、報告者負担の軽減を図る観点から、その簡素化又は周期化を図ること。